

カートレーシングスーツの国内公認基準規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条 【略】</p>	<p>第1条 【略】</p>
<p>第2条 公認の申請</p>	<p>第2条 公認の申請</p>
<p>公認の申請は J A F 所定の書式を用い公認申請料を添付して、申請者の居住地または所在地を管轄する J A F 地方本部へ申請し、この申請には必ず本基準に合致している旨の証明書が添付されていなければならない。書式の記載事項および署名欄をすべて満たし、写真、サンプル等の必要貼付物や必要書類等は申請に添付して提出しなければならない。</p> <p>また、申請対象となるレーシングスーツとその素材は見本として申請と同時に J A F に提出すること。</p>	<p>公認の申請は J A F 所定の書式を用い公認申請料を添付して、申請者の居住地または所在地を管轄する J A F 地方本部へ申請し、この申請には必ず本基準に合致している旨の証明書が添付されていなければならない。書式の記載事項および署名欄をすべて満たし、写真、サンプル等の必要貼付物や必要書類等は申請書に添付して提出しなければならない。</p> <p>また、申請対象となるレーシングスーツとその素材は見本として申請と同時に J A F に提出すること。</p>
<p>第3条 公認申請の資格</p>	<p>第3条 公認申請の資格</p>
<p>公認申請は、「レーシングスーツの製造者」または、製造者の委託を受けた「指定代理店」であり、また輸入製品については「輸入代理店」が申請を代行することができる。</p> <p>「レーシングスーツの製造者」、「指定代理店」あるいは「輸入代理店」は公認申請時点において J A F 特別カート団体または加盟カート団体として J A F に登録されていなければならない。また申請者は当該特別カート団体または加盟カート団体の代表者でなければならない。</p> <p>なお、「指定代理店」、「輸入代理店」が公認申請を行う場合、公認申請の当該欄に製造者ならびに代表者からの公認申請委託承認に伴う <u>証明印またはそれに代わるもの</u>が押印されていなければならない。</p>	<p>公認申請は、「レーシングスーツの製造者」または、製造者の委託を受けた「指定代理店」であり、また輸入製品については「輸入代理店」が申請を代行することができる。</p> <p>「レーシングスーツの製造者」、「指定代理店」あるいは「輸入代理店」は公認申請時点において J A F 特別カート団体または加盟カート団体として J A F に登録されていなければならない。また申請者は当該特別カート団体または加盟カート団体の代表者でなければならない。</p> <p>なお、「指定代理店」、「輸入代理店」が公認申請を行う場合、公認申請書の当該欄に製造者ならびに代表者からの公認申請委託承認に伴う <u>証明印が</u>押印されていなければならない。</p>
<p>第4条～第12条 【略】</p>	<p>第4条～第12条 【略】</p>
<p>第2章 【略】</p>	<p>第2章 【略】</p>
<p>細則：公認ラベル 【略】</p>	<p>細則：公認ラベル 【略】</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>